

事務連絡
令和6年12月28日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」等の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発 1228 第 1 号
令和 6 年 12 月 28 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」等の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 6 年 1 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 1 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 10 号）の一部改正について

別添 2 「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 11 号）の一部改正について

別添 3 「特定保険医療材料の定義について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 12 号）の一部改正について

別添 1

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」
（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 10 号）の一部改正について

- 1 別紙 1 を次に改める。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- イ 大白歯 84 点
- ロ 小白歯・前歯 52 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

(2) その他の場合

- イ 大白歯 33 点
- ロ 小白歯・前歯 21 点

(ファイバーポスト)

- 1 本につき 61 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 個につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 17 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 4 点

2 仮着 (1 歯につき) 4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 17 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 又は歯科充填用即時硬化レジン 4 点

M009 充填（1窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの

11点

ロ 複雑なもの

29点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの

8点

b 複雑なもの

22点

ロ 自動練和型

a 単純なもの

9点

b 複雑なもの

23点

2 歯科充填用材料 II

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの

4点

ロ 複雑なもの

11点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの

3点

b 複雑なもの

8点

ロ 自動練和型

a 単純なもの

6点

b 複雑なもの

17点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1 14カラット金合金

(1) インレー

複雑なもの

1,179点

(2) 4分の3冠

1,473点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

(1) 大白歯

イ インレー

a 単純なもの

365点

b 複雑なもの

675点

ロ 5分の4冠

849点

ハ 全部金属冠

1,069点

(2) 小白歯・前歯

イ インレー

a 単純なもの

248点

b 複雑なもの

494点

ロ 4分の3冠

610点

ハ 5分の4冠

610点

ニ 全部金属冠

765点

3 銀合金

(1) 大白歯

イ インレー

a 単純なもの	24 点
b 複雑なもの	41 点
ロ 5分の4冠	53 点
ハ 全部金属冠	66 点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー	
a 単純なもの	15 点
b 複雑なもの	31 点
ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	38 点
ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	38 点
ニ 全部金属冠	48 点
M010-2 チタン冠(1歯につき)	66 点
M010-3 接着冠(1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)	
(1) 前歯	610 点
(2) 小臼歯	610 点
(3) 大臼歯	849 点
2 銀合金	
(1) 前歯	38 点
(2) 小臼歯	38 点
(3) 大臼歯	53 点
M010-4 根面被覆(1歯につき)	
1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)	
イ 大臼歯	365 点
ロ 小臼歯・前歯	248 点
(2) 銀合金	
イ 大臼歯	24 点
ロ 小臼歯・前歯	15 点
2 レジン充填によるもの	
(1) 複合レジン系	11 点
(2) グラスアイオノマー系	
イ 標準型	8 点
ロ 自動練和型	9 点
M011 レジン前装金属冠(1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合	953 点
2 銀合金を用いた場合	106 点
M011-2 レジン前装チタン冠(1歯につき)	66 点
M015 非金属歯冠修復(1歯につき)	
1 レジンインレー	
(1) 単純なもの	29 点
(2) 複雑なもの	40 点
2 硬質レジンジャケット冠	
(1) 歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2) 歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠 (1歯につき)

1 前歯

CAD/CAM冠用材料 (IV) 438点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料 (I) 188点

(2) CAD/CAM冠用材料 (II) 181点

3 大臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料 (III) 350点

注 CAD/CAM冠用材料 (III) を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

(2) CAD/CAM冠用材料 (V) 615点

M015-3 CAD/CAMインレー (1歯につき)

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料 (I) 188点

(2) CAD/CAM冠用材料 (II) 181点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料 (III) 350点

注 CAD/CAM冠用材料 (III) を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠 (1歯につき)

1 乳歯金属冠 30点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1歯につき 2点

M016-3 既製金属冠 (1歯につき)

29点

M017 ポンティック (1歯につき)

1 鋳造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)

イ 大臼歯 1,231点

ロ 小臼歯 927点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 52点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合

イ 前歯 740点

ロ 小臼歯 927点

ハ 大臼歯 1,231点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 67点

ロ 小臼歯 67点

ハ 大臼歯 67点

M017-2 高強度硬質レジnbrリッジ (1装置につき)

1,629点

M018 有床義歯

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1 局部義歯（1床につき）	
(1) 1歯から4歯まで	2点
(2) 5歯から8歯まで	3点
(3) 9歯から11歯まで	5点
(4) 12歯から14歯まで	7点
2 総義歯（1顎につき）	10点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	37点
M020 鑄造鉤（1個につき）	
1 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	1,528点
ロ 犬歯・小白歯	1,243点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大白歯	1,243点
ロ 犬歯・小白歯	954点
ハ 前歯（切歯）	735点
2 金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	984点
ロ 犬歯・小白歯	770点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大白歯	675点
ロ 犬歯・小白歯	587点
ハ 前歯（切歯）	545点
3 鑄造用コバルトクロム合金	5点
M021 線鉤（1個につき）	
1 不銹鋼及び特殊鋼	7点
2 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	729点
(2) 二腕鉤（レストつき）	563点
M021-2 コンビネーション鉤（1個につき）	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	272点
(2) 犬歯・小白歯	294点
(3) 大白歯	338点
2 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	38点
(2) 犬歯・小白歯	38点
(3) 大白歯	38点
M021-3 磁性アタッチメント（1個につき）	
1 磁石構造体	777点
2 キーパー付き根面板	

(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)

イ 大白歯 675 点

ロ 小白歯・前歯 494 点

(2) 銀合金

イ 大白歯 41 点

ロ 小白歯・前歯 31 点

(キーパー)

1 個につき 233 点

M023 バー (1 個につき)

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) 1,577 点

(2) 鋳造用コバルトクロム合金 18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼 30 点

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合 (1 顎につき)

1 シリコーン系 166 点

2 アクリル系 100 点

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」
 (令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 11 号) の一部改正について

1 別表 1 の I の「検査」の「循環動態解析装置」の項を次のように改める。

特定診療報酬 算定医療機器 の区分	定義			対応する診療報酬項目	
	薬事承認上の位置付け		その他の条件		
	類別	一般的名称			
循環動態解析 装置	機 械 器 具 (21) 内臓 機能検査用 器具 プログラム (1) 疾病 診断プログ ラム	循環動態解析装 置 循環動態解析プ ログラム	冠動脈造影像 から三次元再 構成した冠動 脈モデルの解 析により冠血 流予備量比を 算出すること が可能なもの	D206	心臓カテーテル 法による諸検査 (一連の検査に ついて) 注 5 冠動脈血 流予備能測定検 査加算(循環動態 解析装置)

「特定保険医療材料の定義について」
(令和4年3月4日保医発0304第12号)の一部改正について

- 1 別表のⅡの061(1)②中「骨片」を「骨又は軟部組織等」に、(3)⑦ア中「距骨又は踵骨等の骨折の固定(矯正骨切り術用を含む。)」を「距骨若しくは踵骨等の骨折の固定(矯正骨切り術用を含む。)又は肩鎖関節脱臼の固定」に改める。

(別添1 参考)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」
 （令和4年3月4日保医発 0304 第10号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>84 点</u> ロ (略) (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,179 点</u> (2) 4分の3冠 <u>1,473 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>365 点</u> b 複雑なもの <u>675 点</u>	(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>83 点</u> ロ (略) (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,151 点</u> (2) 4分の3冠 <u>1,438 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>372 点</u> b 複雑なもの <u>688 点</u>

ロ 5分の4冠	<u>849点</u>	ロ 5分の4冠	<u>866点</u>
ハ 全部金属冠	<u>1,069点</u>	ハ 全部金属冠	<u>1,089点</u>
(2) 小臼歯・前歯		(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>248点</u>	a 単純なもの	<u>253点</u>
b 複雑なもの	<u>494点</u>	b 複雑なもの	<u>504点</u>
ロ 4分の3冠	<u>610点</u>	ロ 4分の3冠	<u>622点</u>
ハ 5分の4冠	<u>610点</u>	ハ 5分の4冠	<u>622点</u>
ニ 全部金属冠	<u>765点</u>	ニ 全部金属冠	<u>780点</u>
3 銀合金		3 銀合金	
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯	
イ (略)		イ (略)	
ロ (略)		ロ (略)	
ハ 全部金属冠	<u>66点</u>	ハ 全部金属冠	<u>65点</u>
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー		イ インレー	
a (略)		a (略)	
b 複雑なもの	<u>31点</u>	b 複雑なもの	<u>30点</u>
ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	<u>38点</u>	ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	<u>37点</u>
ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	<u>38点</u>	ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	<u>37点</u>
ニ (略)		ニ (略)	
M010-2 (略)		M010-2 (略)	
M010-3 接着冠(1歯につき)		M010-3 接着冠(1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)		1 金銀パラジウム合金(金12%以上)	
(1) 前歯	<u>610点</u>	(1) 前歯	<u>622点</u>
(2) 小臼歯	<u>610点</u>	(2) 小臼歯	<u>622点</u>
(3) 大臼歯	<u>849点</u>	(3) 大臼歯	<u>866点</u>
2 銀合金		2 銀合金	

(1) 前歯	<u>38 点</u>	(1) 前歯	<u>37 点</u>
(2) 小臼歯	<u>38 点</u>	(2) 小臼歯	<u>37 点</u>
(3) (略)		(3) (略)	
M010-4 根面被覆 (1 歯につき)		M010-4 根面被覆 (1 歯につき)	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大白歯	<u>365 点</u>	イ 大白歯	<u>372 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>248 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>253 点</u>
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)		M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>953 点</u>	1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>971 点</u>
2 銀合金を用いた場合	<u>106 点</u>	2 銀合金を用いた場合	<u>105 点</u>
M011-2~M016-3 (略)		M011-2~M016-3 (略)	
M017 ポンティック (1 歯につき)		M017 ポンティック (1 歯につき)	
1 鋳造ポンティック		1 鋳造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大白歯	<u>1,231 点</u>	イ 大白歯	<u>1,254 点</u>
ロ 小臼歯	<u>927 点</u>	ロ 小臼歯	<u>945 点</u>
(2) (略)		(2) (略)	
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	
イ 前歯	<u>740 点</u>	イ 前歯	<u>754 点</u>
ロ 小臼歯	<u>927 点</u>	ロ 小臼歯	<u>945 点</u>
ハ 大白歯	<u>1,231 点</u>	ハ 大白歯	<u>1,254 点</u>
(2) (略)		(2) (略)	
M017-2~M019 (略)		M017-2~M019 (略)	
M020 鋳造鉤 (1 個につき)		M020 鋳造鉤 (1 個につき)	
1 14カラット金合金		1 14カラット金合金	

(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	<u>1,528 点</u>	イ 大・小白歯	<u>1,491 点</u>
ロ 犬歯・小白歯	<u>1,243 点</u>	ロ 犬歯・小白歯	<u>1,213 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大白歯	<u>1,243 点</u>	イ 大白歯	<u>1,213 点</u>
ロ 犬歯・小白歯	<u>954 点</u>	ロ 犬歯・小白歯	<u>932 点</u>
ハ 前歯 (切歯)	<u>735 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	<u>717 点</u>
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	<u>984 点</u>	イ 大・小白歯	<u>1,003 点</u>
ロ 犬歯・小白歯	<u>770 点</u>	ロ 犬歯・小白歯	<u>784 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大白歯	<u>675 点</u>	イ 大白歯	<u>688 点</u>
ロ 犬歯・小白歯	<u>587 点</u>	ロ 犬歯・小白歯	<u>599 点</u>
ハ 前歯 (切歯)	<u>545 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	<u>555 点</u>
3 (略)		3 (略)	
M021 線鉤 (1個につき)		M021 線鉤 (1個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 14カラット金合金		2 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	<u>729 点</u>	(1) 双子鉤	<u>712 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>563 点</u>	(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>550 点</u>
M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき)		M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき)	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合		1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	<u>272 点</u>	(1) 前歯	<u>278 点</u>
(2) 犬歯・小白歯	<u>294 点</u>	(2) 犬歯・小白歯	<u>299 点</u>
(3) 大白歯	<u>338 点</u>	(3) 大白歯	<u>344 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M021-3 磁性アタッチメント (1個につき)		M021-3 磁性アタッチメント (1個につき)	
1 (略)		1 (略)	

<p>2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料 (1 歯につき)) キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)</p> <p>イ 大白歯 <u>675 点</u></p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>494 点</u></p> <p>(2) 銀合金</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>31 点</u></p> <p>(キーパー) (略)</p> <p>M023 バー (1 個につき)</p> <p>1 鋳造バー</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) <u>1,577 点</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>M030 (略)</p>	<p>2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料 (1 歯につき)) キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)</p> <p>イ 大白歯 <u>688 点</u></p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>504 点</u></p> <p>(2) 銀合金</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>30 点</u></p> <p>(キーパー) (略)</p> <p>M023 バー (1 個につき)</p> <p>1 鋳造バー</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) <u>1,608 点</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>M030 (略)</p>
---	---

(別添2参考)

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」(令和4年3月4日保医発0304第11号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後					改正前						
(別表1) I 医科点数表関係 医学管理等～在宅医療 (略) 検査					(別表1) I 医科点数表関係 医学管理等～在宅医療 (略) 検査						
特定診療報酬算定医療機器の区分	定義			対応する診療報酬項目		特定診療報酬算定医療機器の区分	定義			対応する診療報酬項目	
	薬事承認上の位置付け		その他の条件				薬事承認上の位置付け		その他の条件		
	類別	一般的名称					類別	一般的名称			
循環動態解析装置	機械器具(21)内臓機能検査用器具 <u>プログラム(1)疾病診断プログラム</u>	循環動態解析装置 <u>循環動態解析プログラム</u>	冠動脈造影から三次元再構成した冠動脈モデルの解析により冠血流予備量比を算出することが可能なもの	D206	心臓カテーテル法による諸検査(一連の検査について) 注5 冠動脈血流予備能測定検査加算(循環動態解析装置)	循環動態解析装置	機械器具(21)内臓機能検査用器具(新設)	循環動態解析装置(新設)	冠動脈造影から三次元再構成した冠動脈モデルの解析により冠血流予備量比を算出することが可能なもの	D206	心臓カテーテル法による諸検査(一連の検査について) 注5 冠動脈血流予備能測定検査加算(循環動態解析装置)
画像診断～放射線治療 (略) II 歯科点数表関係 (略)					画像診断～放射線治療 (略) II 歯科点数表関係 (略)						

(別添3参考)

「特定保険医療材料の定義について」(令和4年3月4日保医発0304第12号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～060 (略)</p> <p>061 固定用内副子(プレート)</p> <p>(1) 定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>骨又は軟部組織等を固定することを目的に、単独又は固定用内副子(スクリュー)と併用して使用するプレートであること。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 骨端用プレート(生体用合金I)・標準型</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 長管骨骨端部、距骨若しくは踵骨等の骨折の固定(矯正骨切り術用を含む。)又は肩鎖関節脱臼の固定に使用されるプレートであること。</p> <p>イ～エ (略)</p>	<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～060 (略)</p> <p>061 固定用内副子(プレート)</p> <p>(1) 定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>① (略)</p> <p>② 骨片を固定することを目的に、単独又は固定用内副子(スクリュー)と併用して使用するプレートであること。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 骨端用プレート(生体用合金I)・標準型</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 長管骨骨端部、距骨又は踵骨等の骨折の固定(矯正骨切り術用を含む。)に使用されるプレートであること。</p> <p>イ～エ (略)</p>

⑧～⑫ (略)

062～225 (略)

Ⅲ～Ⅸ (略)

⑧～⑫ (略)

062～225 (略)

Ⅲ～Ⅸ (略)